



2026年5月12日

各 位

会社名 S A A F ホールディングス株式会社  
代表者 代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸  
(コード：1447、東証グロース)  
問合先 上席執行役員経営管理本部長 宗宮 伸英  
(電話番号：03 - 6770 - 9970)

### 臨時株主総会決議ご通知および当社の対応に関するお知らせ

皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本日開催された、株主である前俊守氏（以下「前氏」といいます。）の招集に係る当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、下記のとおり決議が宣言されました。

本臨時株主総会の議案のうち、第1号議案から第7号議案は取締役の解任議案であり、第8号議案は新取締役の選任議案です。

当社は、本臨時株主総会において、出席株主の皆様の議決権数が議決権を行使することができる株主の議決権の過半数に達しておらず、第1号議案から第7号議案までの取締役解任議案の決議を行うための定足数を満たしていなかったと考えております。当社取締役の解任決議については、当社定款において定足数要件を軽減していないことから、会社法341条の原則どおり、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席した上で、決議を行わなければなりません。

しかしながら、本臨時株主総会を運営し、議長を務めた前氏は、議場において全ての議案につき定足数を満たしている等と主張して、第1号議案から第7号議案の可決を宣言いたしました。

そして、当社の定款では、取締役の員数は7名以内と定められており、本臨時株主総会直前の取締役の人数は7名であることから、本来であれば、当該取締役が適法かつ有効に解任

されない限り、新たな取締役の選任はできません。

しかしながら、本臨時株主総会の議長である前氏は、第1号議案から第7号議案について定足数を満たしていない状況で一方的に可決を宣言いたしました。さらに、第8号議案である7名の新取締役候補者（以下「前氏提案取締役候補者」と総称します。）の選任についても可決を宣言しております。当社は、これらの決議、特に前氏提案取締役候補者の選任決議が、定款に違反する違法な決議であると考えております。

したがって、当社は、本臨時株主総会の決議は法令および定款に違反し、不存在または無効であるものとして、本日、東京地方裁判所に対して、前氏提案取締役候補者が当社の取締役および代表取締役の地位にないことの仮処分申立てを直ちに申し立てております。

加えて、当社は、本臨時株主総会の決議の効力を争う各種裁判手続を行う予定です。

株主の皆様には、このような状況により、ご心配とご不便をおかけしていることを、誠に遺憾に存じます。

引き続き、当社は、法令および定款等に基づき、企業価値の向上および株主の共同利益の実現のため、適正な職務執行をしてまいりますので、何卒ご支援の程、お願い申し上げます。

## 記

### 決議事項

（株主提案）

※当社は、第1号議案から第7号議案までは定足数不足であり違法な決議、第8号議案については定款所定の取締役の員数を超過する内容であることから、いずれも違法な決議であると考えております。

#### **第1号議案 取締役 左奈田 直幸の解任の件**

前氏側によって承認可決されました。

#### **第2号議案 取締役 松場 清志の解任の件**

前氏側によって承認可決されました。

#### **第3号議案 取締役 坂口 岳洋の解任の件**

前氏側によって承認可決されました。

#### **第4号議案 取締役 和田 洋の解任の件**

前氏側によって承認可決されました。

**第5号議案 取締役 塚本 勲の解任の件**

前氏側によって承認可決されました。

**第6号議案 取締役 服部 千賀子の解任の件**

前氏側によって承認可決されました。

**第7号議案 取締役 仲岡 一紀の解任の件**

前氏側によって承認可決されました。

**第8号議案 取締役7名選任の件**

前氏側によって取締役7名（前氏、小白川貢氏、湊初枝氏、岩田康裕氏、江本克也氏、池上聖次郎氏、高橋隆敏氏）の選任が承認可決されました。

以上